

5. 主なコメントの概要とそれらに対する対応の方向性

- 以下は、主なコメントの概要です。なお、文章表現に関するものについては、記載していません。
- 印の付されている項目は、専門委員会で検討を予定している項目です。

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	対応の方向性その他
背景	低価法に係る詳細なルールの開発にあたっては、米国基準・国際会計基準のコンバージェンスの動向などを踏まえ、国際的な会計基準との整合を図って頂きたい。	N/A (詳細は米国基準と国際会計基準との間で相違も見られるものの、低価法の方向性自体がコンバージェンスに資するものである。)
	低価法のみを評価基準とした場合、企業会計原則は改訂されるのか。	企業会計原則よりも優先する場合には、企業会計基準において、その旨を記載すれば足りると考えられる。
検討範囲 (8項～10項)	未成工事支出金を除外することをはじめ、棚卸資産の範囲について再検討すべきである。 (理由) 例えば、未成工事支出金については、その属性から又は、別途、その収益性の低下に対して工事損失引当金を計上する実務慣行が醸成されつつあることから、これらを通常の棚卸資産と同様に低価法の適用を強制するかどうかについて再検討する必要があるものと考えられる。	【専門委員会で検討】
【論点1】 原価法と低価法の選択適用の見直し	近年整備されてきた金融商品会計や固定資産の減損会計に鑑み、また、国際会計基準や米国会計基準との関連においても本論点の整理でいうところの低価法を原則とする、つまり収益性が低下した場合には帳簿価額を切り下げるといった考え方を採用することは妥当な方向性とする。	N/A

審議資料(2)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	対応の方向性その他
(論点1全般)	<p>論点整理で使用されている低価法、原価法、原価基準、取得原価基準といった用語を定義すべきである。低価法、原価法、原価基準、取得原価基準という用語が使用されているが、これらの関係が不明確である。また、取得原価基準についての考え方(18項では、取得原価基準の本質について、将来の収益を生み出すという意味において有用な原価だけを繰り越そうとする考え方としている。)の転換の必要性の論拠を明確にすべきである。最終的に簿価切下げの会計処理の論拠が取得原価基準の本質をいかに理解するかによるからである。</p>	<p>【専門委員会で検討】</p> <p>(なお、必要と認められた用語については、23項なお書きで説明しているが、基準、適用指針等の開発に際しては、より詳細に定義する方向で検討する。)</p>
(16項～17項)	<p>強制評価減に関する第16項(2)における「資産性が乏しい」と16項(3)における「収益性が低下」の相違を明示すべきである。これらの相違を明確にすることにより論点整理の低価法の論拠が明確になるものと考えられる。</p>	<p>異なる見方に関する記述であり、この点の追加検討は不要(ただし、強制評価減の位置付けについては、専門委員会で検討)</p>
(16項～17項)	<p>販売用不動産に低価法を適用するのは、なじまない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売用不動産の時価は、他の棚卸資産の時価と比較して期末時の合理性、客観性に欠ける。(不動産協会、日建連、加賀谷達之助氏) ・ 不動産販売事業の棚卸資産評価を低価法に統一することは、「不確実な方法によって算定した将来の販売時点の損失などを、損失回復の可能性を顧みずに、強制的に開発期間の損益に帰属させる」ことになり、期間損益計算を不適切に歪める恐れがある。 ・ 信頼性の高い鑑定評価は、時間的にもコスト的にも不可能である。(加賀屋達之助氏) ・ 強制評価減を現状でも適用していることから、手間をかけて低価法を適用する必要がない。 	<p>【専門委員会で検討】</p>

審議資料(2)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	対応の方向性その他
(23 項)	<p>価格の下落のうち、価値（又は効用、有用性）の低価は、事実として発生しており、かつそれが不可逆的（ある状況が逆転しないことが確実になったこと）になっている。その低価している棚卸資産を「売却したとすれば」などと仮定するまでもなく、その評価損失は実現している。しかし、需給関係にもとづく価格の低下は、市況の状況によって時価が回復する可能性があるため、まだ不可逆的になったとは言えない。結局、この場合に低価法を適用する論拠としては保守主義の原則しかないと思われる。</p>	<p>左記コメントは、ほぼ連続意見書の考え方と同様と思われる。</p>
<p>【論点2】 低価法の適用除外とする場合 (24 項～25 項)</p>	<p>低価法を適用除外とする場合があってもよいという考え方に賛成する。ただし、売価が契約で決定している状況の定義を適用指針等にて明らかにする必要があるものとする。契約により決定している場合、市場環境の大きな変化により販売先との再交渉となることも考えられ、あるいはそうした実績がある場合の取扱い等が考えられる。</p> <p>特に未発売の土地建物を評価することは困難であり、数%といった時価の微妙な変動を把握するのは技術的に困難である。また、数年で販売される棚卸資産（販売用不動産）について、每期評価することに大きな意味があるとは考えにくい。そこで、時価（正味実現可能価額）が一定以上変動した場合、または正常営業循環過程から外れた場合のみ、評価替えを行うといった実態に即した評価方法を実務指針に位置づけられたい。</p>	<p>【専門委員会で検討】 左記の場合には、契約等により決定しているとはいえないと考えられる。</p> <p>【専門委員会で検討】</p>

審議資料(2)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	対応の方向性その他
	<p>販売金額が契約により決定している場合など、時価の下落が収益性の低下と結びつかない場合においても、低価法を適用すべきである。ただし、正味実現可能価額は期末日の時価ではなく、契約販売価額により算定すべきである。</p> <p>また、帳簿価額を超えて損失が見込まれる場合には引当金を計上すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>低価法は、収益性の低下を帳簿価額に反映させるために行うものと考えられる。24 項のようなケースにおいても、契約価額が帳簿価額を下回る場合には損失を計上する必要があるため、低価法の適用除外とすべきではないと考えられる。ただし、契約価額に基づく収益性を反映させるために、正味実現可能価額は期末日の時価ではなく、契約価額を使用し算出すべきであると考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24 項のようなケースでも契約価額が帳簿価額を下回る場合には損失を計上する必要がある点に関しては、本論点整理の趣旨と異なるものではない。 ・ 契約販売価額による NRV の算定も本論点整理の趣旨と異なるものではない。 ・ 帳簿価額を超えて損失が見込まれる場合には引当金を計上すべきという意見も、企業会計原則注解 18 により、処理することとなることは自明である。ただし、詳細なルールがないために実務上弊害が生じているという指摘があれば、検討の機会は別として、検討の必要はあると思われる。

審議資料(2)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	対応の方向性その他
(24 項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実質価額の低下に伴う帳簿価額の切下げの余地があるものについては、低価法の適用範囲に含める方向で検討すべきである。本論点整理が挙げている消耗品や貯蔵品については、実質価額の低下に伴い帳簿価額を切り下げるべき事態は十分生じ得るものと考えられる。 ・ 事務用消耗品等は、当初から販売により投下資金の回収を予定していないものであり、時価が下落しても収益性の低下と結びつかないこと、また一般にこのような財貨は重要性に乏しいことから低価法の適用から除外するだけでなく、棚卸資産の範囲からも除く取扱いとすることが国際的な会計基準とも整合するものと考えられる。 	<p>【専門委員会で検討】</p>
(24 項)	<p>原材料原価は製品の販売によって回収することから、需給関係にもとづく価格の低下による収益性の低下の有無は製品を通じて考慮すればよいのであって、原材料の段階で考慮する必要はないと思われる。</p> <p>例えば自動車メーカーの場合、材料の鉄鋼の価格が低下すれば、それを製品価格の引き下げに反映させることがあるかもしれないが、そうしたからといって、赤字販売をしないかぎり、原材料原価を回収できないということはない。一方、価値（又は効用、有用性）の低価については、原材料についても当然費用として認識すべきである。</p>	<p>【専門委員会で検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の例では、収益性の低下に結びつかないことから、低価法除外となることは、本論点整理の趣旨でも同様である。 ・ なお、原材料価格が、製品価格と連動して動くような場合には、左記コメントの方法によれば、不適切な結果になる。
(25 項)	<p>時価が回復する可能性が高い場合に例外を設けるべきではない。</p> <p>【理由】</p> <p>時価の回復可能性を客観的に予測することは難しく、時価の回復可能性を要件とした例外規定を設定することは適切ではないと考えられる。</p> <p>期末日後に時価が急激に回復した場合において、期末日の時価を使用することが適切か</p>	<p>【専門委員会で検討】</p>

審議資料(2)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	対応の方向性その他
	<p>どうか問題になるケースもあるかもしれない。しかしながら、そのようなケースにおいては時価の回復が修正後発事象に該当するかどうかを検討すべきであり、棚卸資産の基準において扱うべき事項ではないと考えられる。</p>	
(27 項)	<p>ヘッジ対象の低価法適用による損益に対応する部分はいったんヘッジの終了処理となるが、ヘッジ対象がその後も棚卸資産となる場合、ヘッジの終了処理後のヘッジは有効であり以後繰延処理が再開されるものと考えられる。ヘッジの取扱いについても適用指針等が必要と考える。</p>	<p>【専門委員会で検討】</p>
(26 項)	<p>工事損失引当金の計上が強制されたことにより、未成工事支出金に関しては低価法の適用は不要である。</p>	<p>【専門委員会で検討】</p> <p>(会計監査対象となっている)建設業に関しては、工事損失引当金の計上が強制されているという認識は首肯できる。しかし、建設業以外の企業の請負契約における仕掛品等に関しては、工事損失引当金が強制されているわけではないという意見もある。引き続き検討する。</p>
	<p>未成工事支出金およびその他の請負契約における仕掛品については、帳簿価額を回収可能価額まで減額すべである。帳簿価額を超えて損失が見込まれる場合には、引当金を設定すべきである。このような場合における引当金については、現在、具体的な指針が存在しないため、扱いを明確にすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>これらの資産も棚卸資産の性質を有しており、他の棚卸資産と同様、収益性が低下している場合にはそれを反映させるべきであると考えられる。</p>	<p>【専門委員会で検討】</p> <p>反対意見同様、引き続き検討する。</p>

審議資料(2)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	対応の方向性その他
<p>【論点3】 低価法適用時の 時価 (論点3全般)</p>	<p>適用する時価の範囲を広げすぎると、比較可能性が損なわれることにもなるから、特に慎重に検討を進めていただきたい。</p> <p>低価法適用時の時価として正味実現可能価額を使用すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>低価法は、棚卸資産の収益性の低下を反映させるために採用され、収益性の低下を反映させるためには、正味実現可能価額の使用が適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売会社の場合、棚卸資産を大量多品種で保有することが多く、すべてにおいて正味実現可能価額を期末に算定して時価を付すことは実務上困難である。また、通常の営業循環過程において取得される棚卸商品であれば、再調達価額が概ね期末に近いタイミングで取得する実績を持っていることが多く当該商品の再調達価格を採用しやすいことから、再調達価格が実務上は優れていると考える。 ・ 製造業における原材料等の購入品の時価としては、実務上は正味実現可能価額の把握は困難であることが多いため、例外的に再調達原価の採用も認める扱いとすべきである。 	<p>【専門委員会で検討】</p>

審議資料(2)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	対応の方向性その他
	<p>低価法を適用する場合の時価の捉え方について、一律に規定する方向で検討すべきではない。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 低価法適用時の時価については、実態に応じて選択されるべきであると考えられる。において示されているとおり「合理的に参照できる時価が存在しないと認められる場合」(38項)であっても長期滞留や陳腐化等に伴い、限りなくゼロに近い時価が正味実現可能価額として算定されるものと考えられる。さらに、「一定期間経過後や一定の回転率を超過した部分について規則的な方法により帳簿価額を切り下げのようなケース」(38項)も時価によって帳簿価額を切り下げているものと考えられる。 	<p>本論点整理では、一律に規定する方向で検討するものではないことは、28項の記述から明らかである。したがって、左記コメントの趣旨は、本論点整理の趣旨と異なるものではないと解される。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 営業循環過程や、実務上の要請も勘案して、適用する時価は複数を選択可能としてはどうか。例えば、正味実現可能価額については、見積販売経費(アフター・コストを含む。)を控除したものとなっているが、見積販売経費だけでは内容や範囲が不十分であり、また、半製品、仕掛品における時価の内容、範囲は不明確である。 最終消費者向けの市場を対象とする在庫については正味実現可能価額を適用し、それ以外の納入先が製造業であり最終的な製品の一部部品等を製造販売しているような場合の在庫については再調達原価を適用するよう選択とすべきと考える。これは、正味実現可能価額を算定するには、過去の販売実績が必要と考えられるが、一般消費者ないし競争相手の多い汎用品を対象とする場合には容易に把握できるものの、納入先が製造業である場合には、相手先の製品開発段階から係ることが多く、販売市場といったものが認識できない場合が多いと考えられることによる。 	<p>【専門委員会で検討】</p>

審議資料(2)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	対応の方向性その他
(28 項)	<p>正味実現可能価額の定義については、売価の定義及び販売経費の定義がより明確になるよう検討すべきである。</p> <p>低価法を適用するときの主たる時価として正味実現可能価額と再調達原価が例示され、さらにはその他の時価として最終取得原価や正常利益控除後の正味実現可能価額などが例示されている。実務上、時価の定義は重要な要素であるため、概念的な説明ではなく、詳細な検討が必要と考える。例えば、以下の点はどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正味実現可能価額において、売却市場が複数あるときの決定方法(例えば、正規販売ルートとアウトレットなど) ・ 再調達原価において、購買市場が複数あるときの決定方法 ・ 正味実現可能価額における、見積販売経費、アフター・コストの範囲 ・ 最終取得原価における、最終取得「時期」の範囲 ・ 正常利益の範囲 ・ 陳腐化評価損の計上にあたり使用される「一定期間」や「一定の回転率」 	<p>【専門委員会で検討】</p> <p>検討の要否も含め、専門委員会で検討</p>
(38 項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の営業循環過程にない棚卸商品は、長期に滞留することになると考えられるが、この場合は通常売契約が無い場合や商品自体に何らかの問題がある場合が多く、このような棚卸商品は陳腐化や回収可能性がないものが想定されることから、当該商品は強制評価減の範疇で処理されるべきものと考えます。 ・ 過剰在庫・長期滞留在庫の評価損を算定する場合、1品目の帳簿価額と時価を比較する考え方とは異なり、一定残高を超える回収不能額を算出するケースや一定金額で一律に評価しているケースなどさまざまであると考えられる。品質低下・陳腐化による評価減を本基準で検討する際には、時価下落による評価減とは区分して、算定方法や考え方について検討する必要があると考える。また、論点6の第60項で品質低下や陳腐化の概 	<p>【専門委員会で検討】</p> <p>強制評価減、品質低下・陳腐化評価損という概念を残すという意見である。</p>

審議資料(2)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	対応の方向性その他
	<p>念を説明しているが、実務へ適用するうえで適用範囲を明確にする必要があるため、その定義を具体的かつ詳細に検討していただきたい。</p>	
<p>【論点4】 洗替え法と切放し法 (39項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行実務で、滞留棚卸資産等について、評価性引当額を計上し、評価を切下げ、当該引当額を毎期洗い替える実務が見受けられる。当該処理は低価法の一形態とも考えられるが、会社によって計上方法も異なり、会計上の一般的なルールは確立していないと考える。評価の切下げ自体には賛成するが、評価減の一般的な考え方に関する整理がなされなければ、洗替え処理が恣意的な利益操作に用いられる可能性も懸念される。また、表示方法として直接控除方式だけでなく、間接控除方式も認められるか。 ・ 切放し法の方が、実務上簡便で好ましい。 ・ (低価法の適用にあたり洗替え法を採用するか切放し法を採用するかについて、洗替え法の採用に賛成する意見が多数を占めたが、)一部に洗替え法の採用に反対する意見もあった。洗替え法に反対する根拠は以下のとおりであったので、検討対象としていただきたい。 <p>(検討事項)</p> <p>収益性の低下により低価法を適用した場合に「事後的に時価が回復し、収益性の低下という事実が解消された段階では、前期末の評価損を戻し入れることも否定されない」とされているが、洗替え法により実際に戻入する場合は、以下の論点をクリアにする必要があると思われるがどうか。</p> <p style="padding-left: 20px;">短期的(1年内)な時価の回復のみを想定しているのか。</p> <p style="padding-left: 20px;">の場合、1年を超えて時価が回復する場合との整合性をどうするのか。</p> <p style="padding-left: 20px;">四半期決算時点で回復しておらず、年度決算で初めて回復していた場合、期末に期首簿価へ戻入を行うのか。</p>	<p>【専門委員会で検討】</p> <p>洗替え法を支持しない意見 切放し法を支持する意見</p>

審議資料(2)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	対応の方向性その他
	そもそも短期的に時価の回復する見込みが存在する場合（短期的な収益性の低下が存在する場合）にも、時価の切り下げは必要なのか。	
(40 項)	切放し法で個別品目へ評価減を反映する場合、手続きが煩雑となり、システム面での対応が企業により、大規模となることが予想されるため、洗替え法を採用するか切放し法を採用するかについては、企業の選択の幅を考慮に入れて、検討頂きたい。	【専門委員会で検討】 企業に選択の余地を残すという意見
(41 項)	洗替え法が適切である。 【理由】 実務上の手続きが煩雑になるのを避けるため 低価法は、収益性の低下を反映させるために採用されるものであると考えられる。帳簿価額を減額した後に収益性が回復した場合には、以前計上した損失を戻し入れるのが妥当である。 一定の場合には戻し入れを認めるべきではないとすると、従来の強制評価減の考え方を低価法の適用範囲外で考えざるを得なくなり、棚卸資産の評価基準に係る現行の問題点を解決し得ないものと考えられる。	【専門委員会で検討】 洗替え法を支持する意見
【論点5】 低価法の適用単位（グルーピングの可否）	<ul style="list-style-type: none"> 低価法は原則として、個別品目ごとに適用すべきである。しかしながら、以下のような場合においてはグルーピングを認めるべきである。 <ul style="list-style-type: none"> (i) 補完的な関係にある複数の商品の販売を行っており、いずれか一方の販売だけでは正常な利益が見込まれない場合において、両方の商品を1グループとして扱うこと (ii) 同じ製品種類に使われる材料と当該製品種類の仕掛品及び製品在庫を1グループとして扱うこと <p>【理由】 上記のようなケースでは、グループごとに収益性を評価するのが合理的であると考え</p>	【専門委員会で検討】 (基本的な考え方について)

審議資料(2)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	対応の方向性その他
	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低価法のグルーピングも対象市場ごと (B to C, B to B) に区分すべきである。 ・ グルーピングで意図している内容について、説例も含めた適用指針等を作成検討頂きたい。 	
【論点6】 評価方法と低価法の適用 (51項～53項)	<p>後入先出法においても洗替え法により低価法を適用すべきである。後入先出法を採用した場合の取扱いについても原則として【論点2】及び【論点4】における整理結果と取扱いを異にする積極的な論拠は見出せないものと考えられる。</p>	【論点4】の検討結果に依存したコメントである。
(54項)	<p>売価還元法においても低価法を適用すべきである。 (理由) 他の評価方法との整合性から、売価還元法においても低価法(売価還元低価法)を採用すべきものと考えられる。この点、売価還元低価法を妥当とする第54項の論拠は第55項の売価還元平均原価法を適用することの論拠よりも理論的であるものと考えられる。すなわち、原価法の一つの評価方法にもかかわらず現状の売価を超えなければよいという理由は適切ではないものと考えられる。</p>	【専門委員会で検討】
(54項)	<p>評価方法に関する検討は本基準の対象外として位置付けられているが、売価還元法はグルーピングを前提とした評価方法であり、グルーピングの仕方によって低価法を適用して算定する評価損の金額が影響を受けるため、恣意性を排除する目的で売価還元法に関するグルーピングの考え方について検討対象に含めたほうがよいと考えるがどうか。</p>	会計基準の問題というより、実務への適用局面における問題と考えられる。
【論点7】	<p>洗替え法を採用する場合の戻入れ額の損益計算書上の計上区分を検討すべきである。</p>	【専門委員会で検討】

審議資料(2)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	対応の方向性その他
損益計算書における低価法評価損の計上区分	<p>棚卸資産の廃棄損失の損益計算書上の計上区分についても検討すべきである。損失の性格上、棚卸資産の廃棄損失を低価法評価損等と区別して検討する積極的な論拠に乏しいものと考えられる。</p>	<p>棚卸資産廃棄損は、品質低下・陳腐化評価損の要素と廃棄コストから構成されると考えられる。</p>
(56 項～61 項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低価法評価損、品質低下・陳腐化評価損は、実務上は明確に判別することが難しいために、両者の計上区分を同じとすべきである。 ・ 低価法評価損は売上原価に、強制評価減についても、すべて低価法評価損として扱うという考え方に賛成である。 ・ 低価法評価損は、原則として、売上原価(営業費用)に計上すべきであり、品質低下・陳腐化評価損についても、原則として、同様とすべきである。 <p>・ 従来から認められている「品質低下・陳腐化が生じた場合の評価損」と「強制評価減」の2つについても併行的に採用し、簿価切下げの評価損は「洗替え法」により「売上原価」計上し、後者の2つの評価損は「切放し法」により「営業外費用」又は「特別損失」に計上すべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業撤退等により非継続事業での棚卸資産は特に正味実現可能価額を時価とした場合、急激な処分損失が見込まれる等により経常損益として取扱うことが適当ではないことも考えられる。また、昨今の技術進歩により急激に陳腐化・無価値化する品目も想定されるので特別損失として取扱うことも検討し、その適用条件等を適用指針等にて示すことを検討されてはどうか。 	<p>【専門委員会で検討】</p>
(62 項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低価法の適用初年度の評価損は、期首棚卸資産に係る物と期末棚卸資産に係るものに区分し、期首棚卸資産に対する評価損は評価基準変更による変更差額であり、金額の多寡にかかわらず過年度損益修正と考え、特別損失に計上すべきであると考え。 	<p>【専門委員会で検討】</p>

審議資料(2)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	対応の方向性その他
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別損失に計上することもやむを得ない。 	
<p>【論点8】 金融投資と考えられる棚卸資産の時価評価</p>	<p>トレーディング目的で保有するコモディティについては、時価評価を行い、評価差額を損益計算書に計上すべきである。</p> <p>【理由】 商社等がトレーディング目的で保有するコモディティは、売買目的有価証券と同様、金融投資としての側面が強いと考えられるため、金融資産と同様の評価を行うことが適切であると考えられる。 商品取引所を通じて取引している場合には実現損益が発生しているため、商法の懸念する未実現利益が社外利益が社外流出してしまうといった資本欠陥にはあたらない。 国際的な会計基準との整合性</p>	<p>N/A</p>
<p>【論点以外】 原価計算と低価格の関係</p>	<p>原価計算を実施している場合の低価格法の適用について、検討対象に入れる必要があると考える。検討事項としては、例えば以下の事項がある。</p> <p>(1) 適用時の時価について 製品、仕掛品については再調達原価を把握することは不可能と考えるが、この点に言及してはどうか。</p> <p>(2) 適用方法について 製品、仕掛品に低価格法を適用する場合、材料費部分に関して、いったん低価格法を適用し、</p>	<p>「金融投資」及び「事業投資」の概念に関しては、本論点整理において初めて用いられたものではなく、既存の会計基準のなかこれまで用いられてきたものである。</p> <p>業種により異なるものの、現状でも、平均して3割を超える企業が低価格法を適用しており、左記のような詳細な規定がなければ、実務上支障となるといった意見これまで寄せられていない。また、仮に検討するとしても、企業に固有の要素を考慮せざるを得ないため、共通するル</p>

審議資料(2)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	論点の内容とコメントの概要	対応の方向性その他
	<p>評価替をした後で、さらに製品、仕掛品として評価替をするのか。</p> <p>(3) 原価差額配賦との関係</p> <p>原価差額の把握は、生産管理システム等で部門別に把握され、期末在庫についても標準原価のままで繰越し、原価差額の調整計算のみ財務会計上行うケースもあると考えられる(売上原価/在庫、という仕訳を計上するのみ、在庫に配賦された原価差額は翌期に戻入処理する)。その場合、時価と比較される帳簿価額は原価差額配賦後のものであることを明示する必要があると考える。</p>	<p>ールを示すことは、困難と思われる。</p>
<p>契約損失の計上</p>	<p>低価法の検討範囲として、連続意見書 第四(注8)にある未受入の棚卸資産の購入契約についても低価法を適用することを検討してはどうか。すなわち、購入契約にて発生する正味損失は棚卸資産と同様の評価方法で測定し、会計上認識することについても検討する必要がある。</p>	<p>棚卸資産の範囲外であれば、引当金で対応することとなるのではないか。</p>
<p>関連法令上の取扱い</p>	<p>帳簿価額の切下げを実務的に繁雑な面があると考えられるので税法上の取扱も本論点の整理を受けた会計基準が施行される際は極力税務での申告修正が不要となるよう、配慮が必要と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低価法を唯一の評価基準とした場合の商法施行規則おける取得原価基準及び強制評価減の規定(「株式会社の計算に関する法務省令(案)」も含む。)との対応関係を明確にする必要があると思われる。 ・ 金融投資と考えられる棚卸資産の会計上の位置付けを議論し明確にした上で、会社法上の取扱いを検討すべきである。 	<p>N/A(必要に応じて、考え方等につき関係機関に説明は行う。)</p> <p>N/A</p>